

議案第6号

西脇市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

西脇市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月24日

西脇市長 片山 象三

(理由)

市民サービスの向上及び窓口業務の効率化の更なる推進を図るため。

西脇市手数料条例の一部を改正する条例

西脇市手数料条例（平成17年西脇市条例第92号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
<p>附則 1～3 (略)</p> <p>4 (多機能端末機により交付する場合の手数料の特例) 令和8年7月1日から令和10年3月31日までの間に限り、課税証明、印鑑登録に関する証明及び住民票の写しの証明について、多機能端末機（西脇市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であって、証明書を自動で交付する機能を有するものをいう。以下同じ。）により交付する場合の手数料の金額については、別表中「150円」とあるのは「100円」とする。</p>	<p>附則 1～3 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>別表（第2条関係） 手数料を徴収する事務</p>	<p>金額</p>
<p>租税及び公課に関する証明（次項に掲げるものを除く。）</p>	<p>租税及び公課に関する証明（次項に掲げるものを除く。）</p>	<p>(略)</p>	<p>金額</p>
<p>1件につき 300円 (課税証明について、多機能端末機により交付する場合には、150円)</p>	<p>1件につき 300円 (課税証明について、多機能端末機（西脇市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であって、証明書を自動で交付する機能を有するものをいう。以下同じ。）により交付する場合には、250円)</p>	<p>(略)</p>	<p>金額</p>
<p>印鑑登録に関する証明</p>	<p>印鑑登録に関する証明</p>	<p>(略)</p>	<p>金額</p>
<p>1件につき 300円 (多機能端末機により交付する場合には、150円)</p>	<p>1件につき 300円 (多機能端末機により交付する場合には、250円)</p>	<p>(略)</p>	<p>金額</p>
<p>住民票又は除かれた住民票の写しの証明</p>	<p>住民票又は除かれた住民票の写しの証明</p>	<p>(略)</p>	<p>金額</p>
<p>1件につき 300円 (住民票の写しの証明について、多機能端末機により交付する場合には、150円)</p>	<p>1件につき 300円 (住民票の写しの証明について、多機能端末機により交付する場合には、250円)</p>	<p>(略)</p>	<p>金額</p>

附 則

この条例は、令和8年7月1日から施行する。